

移動等円滑化取組計画書

令和元年12月26日

住 所 沖縄県宮古島市平良字下里 1657-128

事業者名 宮古空港ターミナル株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役社長 下地 義治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

・当社が管理する宮古空港ターミナルは、下記項目において移動等円滑化基準（平成31年3月31日時点）に適合していないため、エレベーターは2021年度迄に設備更新を行う。旅客搭乗橋、トイレの点字案内板は2019年度中に更新、設置を行う。

①エレベーター…「出入口扉に窓があり、中が確認できる」

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①公共交通機関（バス・タクシー）乗り場への案内表示が不足しているため、各乗降場への案内誘導表示を設置する。

②障害者用乗降場、バス停などへの迷惑駐車が多いため、各乗降場へ案内表示を増設し、指定場所の利用促進を図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・エレベーター	・エレベーター3基を2019年度～2021年度にかけて更新する。 出入口扉に窓を設け、かご内⇄外が相互に視認できる仕様とする。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内誘導表示の設置	旅客の到着エリア出口付近に、バス・タクシー・障害者用乗降場への案内誘導表示を設置する(2020年度)
関係機関との連携	飛行機の乗降客に対する介助は航空運送事業者が行っており、到着客がバス・タクシーを利用して移動する場合、お客様の要望を聞き各乗降場までの案内及び介助を行っている。今後も関係機関との連携を図り人的支援の充実に努める。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降場表示の増設	バス・タクシー・障害者用・一般車両用の各乗降場へ案内表示を増設し、指定箇所の利用を促す。(2020年度)
関係機関との連携	施設1階の観光案内所でバス・タクシーの乗降場、出発時刻等の問い合わせに随時対応している。また、筆談用具を用いて情報提供しており、今後も関係機関との連携を図り人的支援の充実に努める。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
研修会等への参加	(一社)全国空港ビル事業者協会が主催する技術研修会などに参加しバリアフリー関係の情報取得に努め、職員の知識向上、施設の営繕に反映させる。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>管理事務所、警察、航空運送事業者等と連携して、乗降場の適切な利用(長時間の停車、バス停・障害者用乗降場への駐停車禁止など)を周知し、高齢者、障害者等の移動円滑化に努める。</li> </ul>
---

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

## V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。